

セクシユアル・ハラズメントと女性に対する暴力概念

山崎 文夫

はじめに

- 一 国連における女性に対する暴力とセクシユアル・ハラズメント
- 二 EU及びフランスにおける女性に対する暴力とセクシユアル・ハラズメント
 - 1 EUにおける女性に対する暴力とセクシユアル・ハラズメント
- 三 フランスにおける女性に対する暴力とセクシユアル・ハラズメント
 - わが国における女性に対する暴力とセクシユアル・ハラズメント

はじめに

セクシユアル・ハラズメントについて、法的には、様々なアプローチがあるが、そのひとつとして、セクシユアル・ハラズメントを「女性に対する暴力 (violence against women; violences faites aux femmes)」¹⁾と捉えるアプローチがある。

フェミニストのある定義によれば、暴力 (violence) は、法的には狭く定義され、個人による他者に対する違法な有形力の行使とされるが、フェミニストのより広義のアプローチは、暴力を、他者を害する身体的精神的行動と定義するのである。後者のひとつの例は、暴力の連鎖の概念であり、それには、殺人・レイプなどの有形的行為から、性的差別的・人種差別的虐待にあたる言葉による行為までの幅広い有害な行動が含まれるとする (Jane Pitcher & Imelda Whelan, *50 Key Concepts in Gender Studies*, Sage Publications, 2004, pp.172 et. s.)。また、「暴力には、以下の行為すべてが含まれる。脅迫、束縛、力によって、公的な、あるいは私的な生活で、女性たちに、物理的、性的あるいは心理的な苦痛を与える行為」とするものもある (ヘレナ・ヒラータほか編『読む事典女性学』藤原書店、二〇〇二年、三三五頁)。

わが国においても、女性に対する暴力とは、「ジェンダー構造に基づいて公的・私的に女性に向けられた身体的・性的・精神的強制力の行使」をいうと定義するものがある (井上輝子ほか編『岩波女性学事典』岩波書店、二〇〇二年、二二二頁)。

各国において、セクシュアル・ハラスメントという言葉は、法的にも社会的にも、暴力的で深刻なものからごく軽微なものまで様々な形態を指し示す言葉として用いられているが、暴力という言葉は、法的には、上記フェミニストも認めるように、有形力の行使として狭く定義されているため (「violence」〓有形力の行使。通常、憤激、激情又は憤慨を伴う。とくに、故意に違法に行われる有形力の行使」Black's Law Dictionary, 8th edition, West, 2004, p.1601.)、筆者は、セクシュアル・ハラスメントをひとくくりにより女性に対する暴力ととらえるアプローチには違和感を覚えざるをえない。セクシュアル・ハラスメント事案ではないが、最近のわが国の裁判例にも、女性「原告は、男性が妊娠・出産に対する周到な配慮と準備をしないまま、避妊をせずにする性交渉は、男性の女性に対する暴力であり、不法行為

を構成するなど主張する。……しかし、本件性行為のように、原告と被告が合意の上、しかも、原告が避妊具を装着しない性行為により妊娠する可能性を認識しながらそれを容認し、拒むことなく行つた性行為の結果、原告が妊娠したからといって、その性行為が被告の原告に対する暴力であるなどと法的に評価し得ないことは明らかである。／

〔*筆者註く以下段落を示す。〕上記原告の主張及びこれに沿う甲六二の意見書等は、事実の一部のみを過大視し、実定法の規定あるいは解釈に基づかない独自の見解を述べるものであり、これを採用することはできない。〕（損害賠償請求事件・東京地判平二一・五・一七判時二一〇八号五九頁、同・東京高判平二一・一〇・一五判時二一〇八号五七頁）と述べ、女性に対する暴力の概念に基づく法解釈の主張を否定的に解するものがある。また、筆者は、男女平等法制が進展した現在のわが国等において、女性に対するセクシュアル・ハラスメントのみを暴力として問題とすることにも違和感を覚えている。

本稿は、このような観点から、女性に対する暴力に関わる国連の女性差別撤廃条約関連の議論、EU及びフランスの議論、そして、わが国における同条約の国内法化にかかわる議論を検討し、セクシュアル・ハラスメントを女性に対する暴力ととらえることの意義を追求するものである。

一 国連における女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント

女性差別撤廃条約は、一九七九年二月一八日、第三四回国連総会で採択されたが、同条約は、「この条約の目的に関し、『女性に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の分野における人権及び基本的自由の、男女平等に基づく、婚姻上の地位に関わらない、女性による承

認、享受又は行使を、害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」(第一条)と定義するとともに、「締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、適切な手段により、かつ、遅滞なく、女性に対する差別を撤廃する政策を追求することに合意」する(第二条、第二四条)と規定して、締約国に女性差別撤廃のために政策追求する包括的な義務を課している。同条約は、その内容がそのままの形で国内法として直接に実施され、具体的な法律関係について国内の裁判所が裁判規範として適用するものではなく、また、その履行確保のための制裁を備えておらず、女性差別撤廃委員会を設置して(第一七条以下)、締約国からの実施状況報告書を審議し、締約国に勧告(第二一条)をすること等により漸進的にその履行を図る手続を採用している。この手続は、ジェンダー関係のより平等なモデルのグローバルな正当性を提示し、女性のためのサービスの改善するよう締約国政府に促して、グローバルな理念を共有しようとするメカニズムである。しかも、同条約は、女性に対する暴力を明記していない。^① 国際法上、女性に対する暴力の認識が正式に表明され、それに対する関心が幅広く広がったのは一九九〇年代に入ってからのことである。^②

ところで、同条約には、セクシュアル・ハラスメントについて何らの言及もないが、それは、驚くべきことではない。キャサリン・A・マッキノン教授の著名な著書、*Sexual Harassment of Working Women*がアメリカで刊行されたのは、同条約と同じ一九七九年であり、当時、セクシュアル・ハラスメントの議論が始まっていたアメリカ合衆国でさえ、国内法上も議論は黎明期にあつたからである。実際、セクシュアル・ハラスメントは、他の女性に対する暴力の諸形態とは異なり、国際法上ほとんど注目されていなかったのである。^③

国連の文書に女性に対する暴力の文言が登場したのは、一九八〇年の第二回国連世界女性会議(コペンハーゲン)で採択された国連婦人の一〇年後半期行動プログラムからである。女性に対する暴力は、国際婦人の一〇年の間に国際的にクローズアップされてきた問題のひとつであった。女性差別撤廃委員会一九八九年第八会期で採択された一般

勧告第一二(女性に対する暴力)においてさえ、同勧告は、条約締約国に対して、あらゆる形態の女性に対する暴力(セクシュアル・ハラスメントも含む)に関する情報を同委員会への定期報告書に記載するよう要請していたに過ぎない。当時、わが国でも、女性に対する暴力は大きな社会問題になっていなかったが、女性差別撤廃委員会一九九二年第一一会期では、急遽審議の優先順位が女性に対する暴力問題に変更され、同会期はこの問題に振り回されたといわれるほど、この問題は、急速に重要な問題と認識されるようになったのである。⁴

一九九二年の女性差別撤廃委員会による女性に対する暴力一般勧告第一九号は、「性に基づく暴力は差別の一形態」(第一項)であると規定して、女性に対する暴力が差別の一形態であることを明らかにするとともに、「セクシュアル・ハラスメントは、身体接触、言い寄り、性的なコメント、ポルノグラフィーを見せること、口頭または行動による性的要求等の歓迎されない性的な所定のふるまいを含むものとする。かかる言動は、屈辱的なものであり、安全・健康問題となるものである。セクシュアル・ハラスメントは、女性が、その拒絶が自らの雇用に関して退職及び勧奨を含む不利益をもたらすと信じる合理的理由を有するとき、又はそれが敵対的職場環境をつくり出すとき、差別的である。実効的な申立手続及び救済措置が与えられるべきである。」(第一九項)、「締約国は、報告書に、セクシュアル・ハラスメントについての情報、及び、事業所におけるセクシュアル・ハラスメントその他の形態の暴力又は強制から女性を保護するための措置に関する情報を含めなければならない。」(第二〇項)と規定している。同勧告は、セクシュアル・ハラスメントが女性に対する暴力の一形態であることをあきらかにしたが、セクシュアル・ハラスメントの厳密な定義は定めていない。

国連は、一九九三年一月一二日の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」において、セクシュアル・ハラスメントは女性に対する暴力のひとつであることを宣言したが、⁶同宣言は、第一条において、女性

に対する暴力を定義し、「この宣言の目的に關し、『女性に対する暴力』の文言は、女性に対し、身体的、性的又は精神的危害若しくは苦痛をもたらす、又はもたらす恐れのある、公的生活又は私生活における、あらゆるジェンダーに基づく暴力を意味し、かかる行為の脅迫、強要、恣意的な自由の剥奪を含むものとする。」とするとともに、第二条において、「女性に対する暴力には、次に掲げるものが含まれるが、次に掲げるものに限定されると解釈されてはならない。……b. 職場、教育機関等における、レイプ、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント及び脅迫、女性の人身売買及び強制売春を含む、一般社会において生じる身体的、性的又は心理的暴力。……」としている。ここでなされた女性に対する暴力の定義は、かなり幅広いものである。それは、この宣言のように国際人権基準を採択する国連総会決議の性格に由来するものである。国際人権基準を採択する国連総会決議等は、人権条約のように国際法上の法的拘束力を持つものではなく、すべての人とすべての国家にその尊重を求めるものであり、人権の普遍性を確保し、人権に關する国際的合意の形成に寄与するものである。⁷⁾

また、この宣言において、セクシュアル・ハラスメントは、明確に定義されていない。国連人権委員会の女性に対する暴力特別報告者の予備報告書（一九九四年）は、「セクシュアル・ハラスメントの明確な定義は、文化的価値及び規範により異なるを得ないが、ふたつの重要な要素がある。すなわち、相手が望まない性的関心又は相手に不快若しくは脅迫的な性的関心である。」としていたにすぎない。一九九五年九月に北京で開かれた第四回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「北京行動綱領」においても、女性に対する暴力に關する規定が盛り込まれた（宣言第二九条、行動綱領第四章・戦略目標及び行動、D・女性に対する暴力等）、セクシュアル・ハラスメントもその一形態とされたが、同宣言は、いかなる行為がセクシュアル・ハラスメントとなるかを定義することができなかった。国連人権委員会の女性に対する暴力特別報告者の最終報告書（二〇〇三年）も、暴力が多面的な問題であり、

単純で単一的な解決はありえないとし、セクシュアル・ハラスメントは比較的新しい概念であるとして、その明確な定義を置いていない。女性に対する暴力の撤廃に関する宣言は、その後、法的拘束力のある形式にはなっていないし、国連女性二〇〇〇年会議においても、女性に対する暴力の具体的な内容は合意に至っていない⁸⁾。

現在、女性に対する暴力は、女性差別撤廃条約の締約国実施状況報告書及び同国に対する女性差別撤廃委員会ヒアリングにおいて、幅広く議論されている。また、あらゆる形態及び発現の女性に対する暴力に関する詳細な調査の準備を国連事務総長に求めた二〇〇三年国連総会決議（五八／一八五）に基づいて、二〇〇六年、国連総会第二委員会に、事務総長報告書「あらゆる形態の女性に対する暴力に関する詳細な調査 (In-depth study on all forms of violence against women - Report of the Secretary-General)」が提出されている。同報告書は、「この調査において、『女性に対する暴力』とは、女性であるが故に女性に対して向けられるあらゆるジェンダーに基づく暴力又は女性が不均衡に犯される暴力をいう。」と定義し、「女性に対する暴力は、国連において、差別の一形態及び女性の人権 (human rights) 侵害として、急速に注目を集めている。」として、各国等に対応を求めている。その後、二〇〇八年に、国連女性の地位委員会議長の要請を受けて、パン・ギムン国連事務総長が、「団結しよう、女性への暴力を終わらせるために (UNITE to End Violence Against Women)」という女性に対する暴力世界キャンペーン（二〇〇八年～二〇一五年）を立ち上げて、現在、展開中である。このキャンペーンは、すべての国が二〇一五年までに達成すべき五つの目標として、(a) 国際人権基準に従い女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を処理し処罰する国内法の制定及び施行、(b) 予防を強調し適切な財源に裏付けられた多分野にわたる国内行動計画の策定及び実施、(c) 女性及び少女に対する多様な形態の暴力の広がりに関するデータ収集及び分析システムの確立、(d) 全国的及び地方的キャンペーンを策定し、暴力予防並びに虐待を受けた女性及び少女に対するサポートに広範な市民社会の関係者を参加させること、(e) 紛争状態下

での性的暴力を処理し戦争の手段としてのレイプから女性及び少女を保護する制度的努力並びに関連法令及び政策実施の徹底、を定めている。⁹⁾

なお、国連の機関であるILO（国際労働機関）が、セクシュアル・ハラスメントに関する調査をしたのは一九九二年～一九九三年からであり（二三カ国対象）、ILOの国際労働基準には、いまだにセクシュアル・ハラスメントに関する明確な規定がなく、特定のガイドラインも示されていない。¹⁰⁾

以上、この章で検討したように、国連レベルでは、女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの明確な定義はないが、締約国に女性差別撤廃のための政策追求義務を課す女性差別撤廃条約、上記女性に対する暴力の撤廃に関する宣言や国連の上記キャンペーンの法的性質からは、これらの明確な定義は必要ないのである。

また、もともと道義的・政治的概念（moral and political concept）である女性の人権（Human Rights）を国際法及び国内法に法制度化することを目指す女性団体等の国際運動の立場では、これらの厳密な定義は必ずしも必要ないようである。¹¹⁾ それに、フェミニストの仕事の出発点は法的概念ではなく、女性の生活の中に見出されなければならない、ひとつの問題がある法的要素を有すると認められる場合にも、それは、明確な学説の領域で明確な解決の道があるのでなく、女性に対する暴力の現象や女性の仕事の法的評価は、女性生活の多くの様相のように、解決が可能になるまでに様々な学説上のカテゴリーを超越し、様々なカテゴリーに訴えなければならぬとの考えの下では、厳密な定義は必要ないのかもしれない。

二 E U及びフランスにおける女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント

1 E Uにおける女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント

一九八六年十一月、欧州議会は、「女性に対する暴力に関する決議」を採択した。この決議は、性的暴力、私的空間における暴力、児童の性的虐待、少数民族の女性、女性難民、女性売買、売春、児童買春、ポルノグラフィと並んでセクシュアル・ハラスメントを取り上げ、E C委員会に、この問題の研究を求めるとともに、閣僚理事会に職場における性的脅迫に関する各国法の調和のための立法を検討するよう求めている。一九八七年一月、欧州委員会は、「職場における女性の尊厳」E C諸国におけるセクシュアル・ハラスメント問題の報告」と題するルーベンシュタイン報告書を発行した。¹³⁾

しかし、E Uでは、当初のセクシュアル・ハラスメントに関する勧告であるE C委員会「労働における男性と女性の尊厳の保護に関する勧告」(一九九二年二月二七日)においては、「第一条 構成国は、上司及び同僚の行為を含む職場における男性及び女性の尊厳を冒す性的性質を有する行為その他の性に基づく行為は、次の場合には許容できないものであるという認識、及び、かかる行為は、一定の状況のもとでは、指令七六／二〇七／E E Cの第三条、第四条及び第五条の意味する平等取扱原則に違反することがあるとの認識を促進する行動をとることを勧告する。」と規定しており、セクシュアル・ハラスメントは、男性及び女性の尊厳を冒す性に基づく行為と定義され、一定の条件のもとでは性差別になると考えられていたにすぎない。¹⁴⁾ E Uでは、「労働における男性及び女性の尊厳 (la dignité de la femme et de l'homme au travail)」という概念を用いており、セクシュアル・ハラスメントは女性に対する暴力で

あるとの認識ではない。

EUは、また、一九九〇年代に各国で深刻化し、社会的関心が急速に高まった職場等におけるハラスメント問題及びセクシュアル・ハラスメント問題について、一九九六年五月三日のヨーロッパ社会憲章（欧州評議会）において、労働者の労働における尊厳の権利を、次のように宣言している。すなわち、「第一部……二六 すべての労働者は、労働における尊厳を請求する権利を有する。／第二部……第二六条（労働における尊厳の権利）すべての労働者の労働における尊厳の権利の有効な行使を確保するために、各当事者国は、使用者及び労働者の諸組織に諮問のうえ、次のことを合意する。／一 労働における又は労働に関わるセクシュアル・ハラスメントに関する啓蒙、情報及び予防を推進し、かかる行為に対し労働者を保護するために、あらゆる適切な措置をとること。／二 労働における又は労働に関わる、あらゆる労働者に対し反復的に向けられた非難すべき行為又は明らかに敵対的な行為かつ攻撃的な行為に関する啓蒙、情報及び予防を推進し、かかる行為に対し労働者を保護するために、あらゆる適切な措置をとること。」である。ここにおいても、セクシュアル・ハラスメントは女性に対する暴力であるとの認識はない。

EUは、その後、二〇〇〇年六月二九日の人種・民族均等指令（二〇〇〇／四三／EC）と二〇〇〇年一月二七日の雇用平等取扱一般枠組指令（二〇〇〇／七八／EC）、及び、二〇〇二年九月二三日の男女均等待遇指令（二〇〇二／七三／EC）において、直接差別、間接差別及び差別的ハラスメントを包摂するいわゆる拡大された差別概念を採用し、同男女均等待遇指令は、セクシュアル・ハラスメントをジェンダーに基づく男女共通の性差別としている。¹⁵

2 フランスにおける女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント

フランスは、一九九二年の刑法典改正によりセクシュアル・ハラスメント罪を新設し、「三二二―三三三 職務に

より得た権限を濫用する者が、性的好意を得ることを目的として、命令、脅迫又は強制を用いて、他人にハラスメントする行為は、一年の拘禁及び一〇万フランの罰金に処する。」と規定し、同年の労働法典改正によりセクシュアル・ハラスメント被害者の雇用保護・同防止等の規定を定めているが、これらにおいて、セクシュアル・ハラスメントは、現象そのものとして捉えられており、必ずしも差別との結びつきは考えられていない。¹⁶⁾

フランスは、二〇〇二年一月一七日の社会近代化法により、刑法典にモラル・ハラスメント罪 (*harcèlement moral*) を新設して、「二二二―三三―二条 他人の権利若しくは尊厳を毀損し、身体的若しくは精神的健康を悪化させ、又は職業的将来を害するおそれのある、労働条件の毀損を目的とし若しくはその効果を有する反復的行為により他人をハラスメントする行為は、一年の拘禁及び一万五千ユーロの罰金に処する。」と規定し、労働法典にモラル・ハラスメントに対する労働者保護規定等を定めたが、この法改正は、上記一九九六年五月三日のヨーロッパ社会憲章の規定を受けたものである。この社会憲章の規定は、モラル・ハラスメントを精神的暴力として告発するフェミニスト団体の活動や、社会心理学者の研究を反映したものであるといわれている。¹⁷⁾

社会近代化法は、モラル・ハラスメントというメディアや公的報告書等で職場の暴力の一形態とされていたものを法的存在とするとともに、セクシュアル・ハラスメント罪の規定をモラル・ハラスメント罪と統合的に規定し、セクシュアル・ハラスメント罪から、それまでの職務権限の濫用の要件と、命令、脅迫又は強制の使用の要件を削除し、刑法典「二二二―三三―三条 人が性的好意を得ることを目的として他人にハラスメントする行為は、一年の拘禁及び一万五千ユーロの罰金に処する。」と規定したため、セクシュアル・ハラスメント罪は、性的好意を得る目的と一定期間内の行為の反復のみを要件とするものとなって幅広い範囲の行為をとらえるものとなり、新設当初のセクシュアル・ハラスメントに関する規定は変質したと評価されている。¹⁸⁾

フランスは、また、上記EU指令等を国内法化するために、EU理事会による二度の催告と制裁も辞さないとの勧告に従い、ついに、共同体法差別禁止分野への適合規定を定める二〇〇八年五月二七日の法律を制定し、次のように規定して、直接差別・間接差別・差別的ハラスメントからなるEUの拡大された差別概念を導入した。すなわち、「第一条 直接差別とは、民族若しくは人種への真実の若しくは推定による帰属若しくは不帰属、宗教、信条、年齢、障害、性的嗜好、又は性に基づいて、人が、現在、過去又は未来における比較可能な状況において、不利益に取扱われる状況をいう。／間接差別とは、外観上中立的な規定、基準又は慣行で、第一項に掲げる事由のいづれかに基づいて、ある人に対して他の人に対してよりも特別の不利益を引き起こすものをいう。ただし、この規定、基準又は慣行が、正当な目的により客観的に正当化され、かつ、この目的を実現するための手段が、必要かつ適切なものであるときは、この限りではない。／差別は、次に掲げるものを含むものとする。／一 人が被る、その尊厳を侵害する目的若しくは効果を有し又は脅迫的、敵対的、屈辱的若しくは攻撃的な環境を創り出す目的若しくは効果を有する行為で、第一項に掲げる事由のいづれかに関わる行為及び性的意味を有する行為。／二 第二条が禁止する行為〔*筆者註〕差別行為〕をすることを他人に命じる行為。」である。しかし、同法は、フランスの従来の厳密な意味でのハラスメント概念を廃止するものではなく、この概念と同法による差別的ハラスメント概念が併存しており（ただし、差別的ハラスメント概念は刑事裁判では適用されない）、両者の関連が法的困難をもたらしていることは、すでに旧稿において述べたところである。¹⁶⁾

ところで、フランスにも、セクシュアル・ハラスメントを女性に対する暴力ととらえる考え方は存在する。フランスの上記一九九二年刑法典改正に際し、改正原案にはセクシュアル・ハラスメントに関する規定はなく、セクシュアル・ハラスメント罪は、法案審議過程の中で、イヴェット・ルーディ議員（一九八一年ミッテラン大統領のもとで女

性の権利大臣²⁰) が追加提案し、議会両院の可決により付け加えられたものであるが、法案成立には、上記EC委員会「労働における男性と女性の尊厳の保護に関する勧告」などの一連のEUの活動の影響と、フェミニストの活動などによりフランス国内において改革の精神が熟していたことが大きいといわれている。²¹

フェミニスト団体のひとつである「職場における女性に対する暴力に反対する欧州協会」(AVFT: Association européenne contre les Violences faites aux Femmes au Travail: 一九八五年創設)の創設者の一人であり元会長である社会学者のマリイ・ヴィクトワール・ルイによれば、「セクシュアル・ハラスメントに対する闘いは、女性が自分の身体を取り戻す歴史の中に位置づけられる。それは、妊娠中絶の権利のための闘い、性的損傷に対する闘い、……夫婦間強姦を含む強姦に対する闘い、近親相姦による暴力などと密接に結びついている。……我々は、これらの諸暴力に序列をつけることはできない」のである。²² また、セクシュアル・ハラスメントを性暴力とみなす歴史学者も存在する。²³

しかし、他方、フランスには、このような議論は、アメリカのラディカルなフェミニズムに影響を受けたもので、物事を混同して、暴力概念を拡大解釈するものであり、あらゆる解釈の余地を認める危険性を秘めていると批判するフェミニスト(エリザベット・バダンテール)も存在する。²⁴

ところで、フランス一九九二年新刑法典では、*violences* (暴行又は暴力)とは、身体の完全性に対する侵害となる犯罪の総称をいう。それは、ある者の肉体的又は心理的完全性に侵害を加える行為をいい、現実に肉体的侵害を加えなくても、心理的な効果をもって足り、さらには被害者との直接的な接触もない場合でも成立し得るものである。破毀院も、暴行について、精神的打撃を暴行と見なすために身体的暴行の範囲を越えた解釈をし、「被害者に身体的打撃がないときでも、被害者が強烈にショックを受け、かつ、被害者に精神的ショックを引き起こす性質を有する行為により成立する」としている(破毀院刑事部二〇〇八年三月一八日判決Ⅱ交通トラブルから加害者がボールを持ち出

して被害者の車の後部トランクを被害者の目の前で破壊した事案等³⁵⁾。

「特に女性に対する暴力、カップル内での暴力及び児童に対する暴力の影響に関する二〇一〇年七月九日の法律 (Loi n.2010-769 du 9 juillet 2010 relatives aux violences faites spécifiquement aux femmes, aux violences au sein des couples et aux incidences de ces dernières sur les enfants, Journal officiel de La République Française, 10 juillet 2010, pp. 12762.)」³⁶⁾ 第三十一条により刑法典に二二二—一四—三条を新設し、「この節に規定する暴力 (violences) は、精神的暴力を含め、その性質に関わらず禁止する。」と規定して、新しい暴行罪 (les nouvelles violences) を創設した。前述のように、刑法典で禁止される暴行は、精神的な暴行も含むものとして解釈されてきたが、同法は、これを明文化したのである。さらに、同法同条は、刑法典二二二—二三—二—一条にカップル内モラル・ハラスメント罪 (délit de harcèlement moral au sein du couple) を新設し、「配偶者、連帯民事契約 (*筆者註) 通称バックス」によるパートナー又は同棲相手に対して、身体的精神的健康の悪化をもたらすおそれのある、生活条件の毀損を目的とし又はその効果を有する反復的行為によりハラスメントする行為は、それが八日以下の完全労働不能を惹起したとき又はいかなる労働不能も惹起しなかったときは、三年の拘禁及び四五〇〇ユーロの罰金に処し、それが八日を越える完全労働不能を惹起したときは、五年の拘禁及び七万五千ユーロの罰金に処する。この犯罪が、被害者の元配偶者、元同棲相手又は連帯民事契約の元パートナーにより行われたときも、同じ刑に処する。」と規定したため、カップル内暴力の被害者は、性別を問わず、この保護も受けることができるようになっていた。このカップル内モラル・ハラスメント罪は、職場におけるモラル・ハラスメント罪をモデルとして制定されたものである³⁶⁾。

以上、この章で検討したように、E.U.やフランスにおけるセクシュアル・ハラスメントやハラスメントに対する具体的対応は、「労働における男性及び女性の尊厳」という男女共通の概念に基づくものであり、差別法理も用いられ

るようになっていた。EUやフランスは、上記国連の諸活動にも適切に対応している。²⁷⁾

二 わが国における女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント

わが国において、法的に、女性に対する暴力概念が登場するのは、一九九九年六月成立・施行の男女共同参画社会基本法に関連してである。しかし、女性に対する暴力の問題は、同法には具体的に規定されていない。それは、同法が、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものですので、女性に対する暴力の問題等個別具体的な施策については、この法律には具体的に規定されていません。」と説明されている。²⁸⁾

同法に基づき二〇〇〇年一月に閣議決定された第一次男女共同参画基本計画の第二部は、「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の章を設け、「女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置づけられてきており、女性二〇〇〇年会議で採択された『北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ』においても大きく取り上げられた。」とし、「女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。」として、「(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」の項目を設けているが、女性に対する暴力の明確な定義を定めていない。²⁹⁾

二〇〇五年一月に閣議決定された第二次男女共同参画基本計画も、第二部で、「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の章を設け、「女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置づけられてきており、平成七年（一九九五年）の第四回世界女性会議の『北京宣言及び行動綱領』及び女性二〇〇〇年会議の『北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ』においても大きく取り上げられ、『北京十一〇』（第四九回国連婦

人の地位委員会)においてもその内容が再確認された。」とし、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。」として、「(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」の項目を設けているが、女性に対する暴力の明確な定義を定めていない。

二〇一〇年一二月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画も、第一部・基本的な方針で、基本計画策定に当たつての基本的な考え方のひとつとして、「④女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、第二部・施策の基本的方向と具体的施策に「第九分野・女性に対するあらゆる暴力の根絶」を設け、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。」とし、女性に対する暴力は多様化してきていると指摘して、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められるとしたうえで、「7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」の項目を設けているが、女性に対する暴力の明確な定義はない。

なお、わが国の刑法において暴力 (violence) にあたる暴行とは、法的には、人に対する有形力の行使をいい、いわゆる暴力の行使のみならず、音、光、熱等による作用も含まれると解されている。裁判例は、暴行を緩やかにとらえており、暴行とは、人の身体に対する不法な一切の攻撃方法を含み、性質上傷害の結果を惹起すべきものである必要はなく(大判昭八・四・一五刑集一二巻四二七頁)、大太鼓、鉦等を連打して意識朦朧とした気分を与え又は脳貧血を起こさせ、息詰まる程度にさせたことも暴行であり(最二小判昭二九・八・二〇刑集八巻八号一二七七頁)、狭い室内で脅かすために日本刀を振り回す行為も暴行に当たると解しているが(最三小決昭二八・二・一九刑集七巻二二号二八〇頁)、力学的作用以外の有形力の行使については暴行が認められるためには傷害の危険が発生する場合に限ら

れるべきであるとの見解や、暴行概念が無限定に広がることは避けなければならず、暴行罪（刑法第二〇八条）も身体に対する犯罪のひとつであるから、身体に対する有形力の行使として身体的・生理的苦痛の惹起は必要であり、単に心理的な不快感、嫌悪感を催す程度のものには除かれるとする見解がある³⁰。また、傷害罪（第二〇四条）については、傷害行為の態様は有形力の行使に限られていないが、長期の無言電話により上司を精神衰弱症に陥らせた行為が傷害罪に当たるとした例（傷害・脅迫被告事件・東京地判昭五四・八・一〇判時九四三号一二二頁）や、連日の上司宅への怒号・騒音等により不安及び抑うつ状態に陥らせた行為が傷害罪に当たるとした例がある（器物損壊傷害被告事件・名古屋地判平六・一・一八判タ八五八号二七二頁）。

刑法上、セクシュアル・ハラスメントは、暴行罪等に当たるとのみが犯罪として処罰される³¹。

以上、この章で検討したように、わが国では、女性に対する暴力は、男女双方を対象とする男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画基本計画上の具体的施策と考えられているが、政策概念としての性格から、その明確な定義はない。しかも、これまで、女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメントの関係についても、積極的には論じられてこなかったように思われる。

むすび

本稿では、セクシュアル・ハラスメントを女性に対する暴力ととらえることの意義を検討してきたが、国連においては、締約国に女性差別撤廃のための政策追求義務を課すという女性差別撤廃条約や女性に対する暴力の撤廃に関する宣言の法的性質等から、女性に対する暴力の明確な定義は存在しない。また、国際的にセクシュアル・ハラスメン

トの明確な定義も存在しない。それは、セクシユアル・ハラスメントと呼ばれるものの態様が多様である上、国によりその理解が異なるものであり、それが世界共通の明確な定義や基準を策定することに適しないものであることによるものと思われる。結局、セクシユアル・ハラスメントは、各国がそれぞれの理解と法制度のもとに適宜対応するしかないのである。

女性に対する暴力の概念は、レイプやドメスティック・バイオレンスに適合する概念であるように思われるが、セクシユアル・ハラスメントについて女性に対する暴力の概念を使用することについては、なお慎重な検討が必要である。上記事情のほか、男女雇用機会均等法一九九七年改正によるセクシユアル・ハラスメント防止に関する事業主の配慮義務を定める第二条では、女性労働者に対するセクシユアル・ハラスメントのみがその対象とされていたが、二〇〇六年改正による同事業主の措置義務を定める第一条では、男女労働者に対するそれが対象となっており、一九九七年均等法改正以前より不法行為判例により構築・保護されてきた被害者の人格権は、男女共通の権利である。また、二〇〇一年に制定されたいわゆるドメスティック・バイオレンス法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）は、制定当初より男女配偶者を保護するための法律であるし、ストーカー規制法（二〇〇〇年制定・施行）も、男女に対する行為を規制するものである。このように、男女共同参画社会基本法を含めて、関連する法制度上男女平等が進展し、セクシユアル・ハラスメントをめぐる法理・実務がある程度成熟した現在のわが国においては、²²⁾ あえて女性に対する暴力の概念を使用する必要性はないように思われる。法解釈などにおいて濫用的にこの概念を使用すれば、かえって、セクシユアル・ハラスメントに関する法的議論を混乱させ、問題の解決を妨げることになると思われる。

なお、上記国連キャンペーンに関連して国連事務局経済社会局女性の地位向上部が二〇〇八年に発刊した「女性に

対する暴力に関する立法ハンドブック」では、セクシュアル・ハラスメントを犯罪化すること等が推奨されているが、その犯罪化は、男女を問わず、わが国のセクシュアル・ハラスメント法制の課題である。⁽²³⁾

註

- (1) Sally Engle Merry, *Human Rights and Gender Violence – Translating International Law into Local Justice*, The University of Chicago Press, 2006, p.76. 山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房、二〇〇六年、四五頁、国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』尚学社、二〇一〇年、七頁、一八〇頁。
- (2) アメリカにおいてさえ、女性に対する暴力が哲学的に研究され、「暴力」とは何か、女性に対する暴力という特別の暴力形態とは何か、論じられ始めたのは、一九九〇年代半ばのことである (Stanley G. French, Wanda Teays and Laura M. Purdy ed., *Violence Against Women – Philosophical Perspectives*, Cornell University Press, 1998, p.1)。一九八〇年代アメリカにおける女性に対する暴力の議論の一端については、ベル・フックス『ブラック・フェミニストの主張』勁草書房、一九九七年、一七二頁以下(原著は一九八四年刊)等を参照。なお、キャサリン・A・マッキノン『女の法、男の法・下巻』岩波書店、二〇一一年、二六一頁以下を参照。アメリカの犯罪研究では、狭い法的概念により性的な身体的暴力が定義されているが、精神的虐待の分野では女性に対する暴力の幅広い概念が用いられている (Walter S. DeKeseredy and Martin D. Schwartz, *Definitional Issues*, in Claire M. Renzetti, Jeffrey L. Edleson and Raquel Kennedy Bergon ed., *Sourcebook on Violence Against Women*, Sage Publications, 2001, pp.26 et s.)。
- (3) Christine Chinkin: *Sexual Harassment – An International Human Rights Perspective*, in Catharine A. MacKinnon & Reva B. Sigel ed., *Directions in Sexual Harassment Law*, Yale University Press, 2004, pp.655 et s.
- 一九八六年にイギリスで出版された、リサ・タトル『新版フェミニズム事典』(明石書店、一九九八年)三九六頁以下では、セクシュアル・ハラスメントは、女性に対する暴力の一形態とされていない。一九九五年にイギリスで出版された、マギー・ハム『フェミニズム理論辞典』(明石書店、一九九九年)三三六頁以下では、セクシュアル・ハラスメントは、女性に対する暴力の一形態とされている。一九六〇年代末より、マッキノン教授を含むアメリカのフェミニスト活動家や法律家達は、女性

- 虐待、レイプ、セクシュアル・ハラスメントやポルノグラフィイなどの、いくつかの相互関連のある女性に対する危害について、社会的認識の変更と法的定義の形成を試みる努力をしてきたことは確かである (Elizabeth M. Schneider, *Battered Women & Feminist Lawmaking*, Yale University Press, 2000, p.74.)。
- (4) 国際女性の地位協会編『女性差別撤廃条約』国際化の中の女性の地位』三省堂、一九九〇年、四六頁、ゆのまえ知子「女性に対する暴力」(井上輝子ほか編『岩波女性学事典』岩波書店、二〇〇二年)二三三頁、赤松良子「女性に対する暴力」国際女性六巻三頁。
- (5) 浅倉むつ子「セクシュアル・ハラスメント」(前掲『岩波女性学事典』岩波書店)二九六頁。
- (6) 国際女性の地位協会編『新版・女性の権利』ハンドブック 女性差別撤廃条約』岩波書店、二〇〇五年、六九頁(林陽子)、中島通子「女性の人權論」の新たな展開」(渡辺和子編著『女性・暴力・人權』学陽書房、一九九四年)三〇頁以下、山下泰子前掲書二五頁、辻村みよ子「憲法とジェンダー」男女共同参画と多文化共生への展望』有斐閣、二〇〇九年、四六頁。林陽子「女性差別撤廃条約」三〇年目の到達点』国立女性教育会館研究ジャーナル一四卷(二〇一〇年)六頁は、国連の女性差別撤廃委員会が、一九八九年に「女性に対する暴力に関する一般的勧告(一一)」を採択し、暴力の例示として「性的暴力、家庭内の虐待、セクシュアル・ハラスメント」の三つをシンプルに示したとしている。
- (7) 滝澤美佐子『国際人權基準の法的性格』国際書院、二〇〇四年、一三頁以下。なお、国連は、一九四六年一月の第一回国連総会における決議九六(一)で、ジェノサイド条約の切っ掛けとなった勧告をしていることについては、野澤基恭「ジェノサイド条約適用に関する国際法上の論点」『ICJジェノサイド条約適用事件』を手がかりにして「平成国際大学研究所紀要一〇号(二〇一一年)八五頁を参照、また、国連総会決議等は、将来的に条約、国際慣習法に移行する可能性もあるという積極的な側面を持つ一方で、概念が曖昧で、「法」と「非法」の中間領域を積極的に認めることによって、国際法体系全体を脆弱化させる危険性があるという問題点をはらんでいることについては、同「現代国際法における国際慣習法をめぐる諸問題」憲法研究三六号(二〇〇四年)六〇頁を参照。
- (8) C. Chinkin, *op.cit.*, pp.663 *et s.* 山下泰子前掲書二五頁以下、ラディカ・クマラスワミ『女性に対する暴力』国連人權委員会特別報告書』明石書店、二〇〇〇年、九四頁以下、同「国連人權委員会特別報告者クマラスワミ最終報告書」女性に対する暴力』明石書店、二〇〇三年、一二頁以下、三八頁以下。特別報告者については、滝澤美佐子前掲書一一頁以下が詳しい。
- (9) S. E. Merry, *op. cit.*, p.76; In-depth study on all forms of violence against women – Report of the Secretary-General, United Nations,

General Assembly, A/61/122/Add.1, pp.9 et s.; Intensification of efforts to eliminate all forms of violence against women – Report of Secretary-General, United Nations, General Assembly, A/64/151, p.4. 締約国の報告義務については、前掲国際女性の地位協会編『コメンタール女性差別撤廃条約』三七二頁以下を参照。国連事務総長のキャンペーンについては、国際連合女性の地位向上部『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』信山社、二〇一一年、一頁以下、国際連合女性の地位向上部『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』梨の木舎、二〇一一年、一〇頁以下を参照。

- (10) Adriane Reinhart, *Sexual Harassment: ILO Survey of Company Practice – Addressing sexual harassment in the workplace—A Management information booklet*, International Labour Office, 1999, p.viii. (アリアン・ラインハルト「セクシュアル・ハラスメント」欧米企業の実践事例・ILO調査「セクハラ防止の具体的な手順と対策」日科技連出版社、二〇〇〇年、x頁）、大羽綾子「報告書紹介 セクシュアル・ハラスメントの法的対策」ILO「労働条件ダイジェスト・第一巻職場のセクシュアル・ハラスメントと闘う」(その二)世界の労働一九九四年五・六月号一五頁。拙著『改訂版セクシュアル・ハラスメントの法理と職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関するフランス・イギリス・アメリカ・日本の比較法的検討』労働法令、二〇〇四年、六頁以下も参照。なお、セクシュアル・ハラスメントを、ILOのディーセント・ワーク概念から論じるものとして、西谷敏「人権としてのディーセント・ワーク」働きがいのある人間らしい仕事』旬報社、二〇一〇年、二六八頁以下がある。
- 二〇一一年六月一六日にILO総会で採択された「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約」は、「第五条 締約国は、家事労働者が、あらゆる形態の虐待、ハラスメント及び暴力から効果的に保護されることを確保するための措置を講じなければならない。」と規定するが、ハラスメントや暴力の定義はなし。(International Labour Conference, Provisional Record / Comptendu provisoire, 15A, One hundredth Session, Geneva, 2011.)
- (11) Saladin Meckled-Garcia and Basak Cah ed., *The Legalization of Human Rights – Multidisciplinary perspectives on human rights and human rights law*, Routledge, 2006, p. i, p. 101.
- (12) Regina Graycar and Jenny Morgan: *Legal Categories, Women's Lives and the Law Curriculum – Or: making gender examinable*, Sydney Law Review 18 (1996): 431-50 (in Joanne Conaghan ed., *Feminist Legal Studies – Critical Concepts in Law*, Routledge, 2009, volume 1, p.121.). マイケル・イグナティエフによれば、「人権とは、市民的および政治的義務だけでは虐待を防ぐのに十分ではないことが明らかとなった場合であるとか、そのような義務がまったくはたされなくなった場合に、人間の良心にもとづいてはたすべき自然的義務を、法的な用語のあたりで表現したものであるとされる。」(マイケル・イグナティエフ『人権の政治学』風行社、二〇〇六年、一三五頁)のである。

- (13) 濱口桂一郎『EU労働法の形成―欧州社会モデルに未来はあるか?』日本労働研究機構、一九九八年、二〇二頁以下。
- (14) この点について詳しくは、前掲拙著四六〇頁以下を参照されたい。
- (15) Danièle Lochak: La notion de discrimination dans le droit français et le droit européen, dans Miyoko Tujimura et Danièle Lochak éd., *L'égalité des sexes: La discrimination positive en question, Sécurité de législation comparée*, 2006, pp.50 et s. 拙稿「職場におけるハラスメントの法理」法律論叢八二巻二・三合併号(二〇〇九年)三二九頁以下も参照。
- (16) Claire Aubin et Benjamin Joy: De l'égalité à la non-discrimination: le développement d'une politique européenne et ses effets sur l'approche française, *Droit social*, 2007, p. 1229. 前掲拙著四三三頁以下も参照。
- (17) Georges Piccas: Le harcèlement moral au travail, *Petites affiches*, 21 janvier 2002, no 15, p.53. 石井保雄「フランス法における『精神的ハラスメント』とは何か―その概念理解について』季刊労働法二二八号(二〇〇七年)七四頁以下、前掲拙著三七九頁以下も参照。
- (18) Evelynne Monteiro: Le concept harcèlement moral dans le code pénal et le code du travail, *RSC*, 2003, pp.277 et s. 社会近代化法に於けるセクシュアル・ハラスメント罪変質の経緯については、前掲拙著三七九頁以下も参照。
- (19) 拙稿「セクシュアル・ハラスメントに関する人格権アプローチと性差別アプローチの並存」平成法政研究一四巻二号(二〇一〇年)八三頁以下。
- (20) イヴェット・ルーディについては、その自伝であるイヴェット・ルーディ『フェミニズムの現在』朝日新聞社、一九八六年がある。
- (21) Françoise Dekerwer-Defosseux: Le harcèlement sexuel en droit français: discrimination ou atteinte à la liberté? (A propos de l'article 222-22 du nouveau Code pénal et de la loi n.92-1179 du 2 novembre 1992 relative à l'abus d'autorité en matière sexuelle), *JCP93*, éd.G, I, 3362, p.137; Catherine Véron-Clavière, Philippe Lafrange et Jacques Clavière-Schiele, *Droit pénal du travail*, Dalloz, 1997, no 40. 前掲拙著四七頁以下も参照。
- (22) Cathrine Le Magueresse: Harcèlement sexuel en France: les errements du droit, dans AFEM, *Egalité des genres et combat contre le harcèlement sexuel: les politiques de l'Union européenne*, Ant. N. Sakkoulas & Bruylant, 2009, p. 48. マリー・ヴィクトワール・ルイ「フランスの職場におけるセクシュアル・ハラスメント―フェミニストは何を問われているか」(ミランダ・デービス編『世界の女性と暴力』明石書店、一九九八年)一六七頁以下。
- (23) ジョルジュ・ヴィガレロ『強姦の歴史』作品社、一九九九年、三二二頁以下。フランスでは、女性に対する暴力と「性暴力

- (Violence sexuelle)」という言葉が同義語のように使われることがあることについては、上野芳久「性暴力と闘う刑法」(植野妙実子・林瑞枝編著『ジェンダーの地平』中央大学出版社、二〇〇七年)二〇六頁参照。
- (24) エリザベット・バダンテール『迷走フェミニズム』これでいいのか女と男』新曜社、二〇〇六年、二頁以下。
- (25) Yves Mayaud: *Infractons contre les personnes*, RSC Juillet/Septembre 2008, pp.587 et s. 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、二〇〇二年、六二七頁、『フランス法律用語辞典』三省堂、一九九六年、三〇四頁。
- (26) Juliette Sygut: *Harcèlement au travail, harcèlement au sein du couple: quand des faits de même nature produisent le même droit*, *Gazet du palais*, mercredi 20, jeudi 21 octobre 2010, p.8; Patrick Maître du Chambon: *Quelques considérations sur le droit pénal de la famille*, *La Semaine juridique*, Ed.G., No.1-2, 10 janvier 2011, pp.16 et s. 二〇一〇年七月九日の法律については、神尾真知子(シリーズ)ファミリー・バイオレンス 海外の動向『フランス』ジュリスト一四一一号(二〇一〇年)二二八頁以下も参照されたい。
- (27) 女性差別撤廃条約に対するフランスの対応の一端については、植野妙実子「女性の人権に対する各国の対応」『フランス』(山下泰子・植野妙実子編著『フェミニズム国際法学の構築』中央大学出版社、二〇〇四年)五五八頁以下を参照。
- (28) 内閣府男女共同参画局監修『わかりやすい男女共同参画社会基本法』有斐閣、二〇〇一年、九頁。
- (29) 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画基本計画』財務省印刷局、二〇〇一年、六九頁以下。
- (30) 大塚仁・川端博編『新・判例コンメンタール 刑法5』三省堂、一九九七年、三八八頁以下。
- (31) 後藤弘子「刑事法とジェンダー」(吉岡睦子・林陽子編著『実務ジェンダー法講義』民法法研究会、二〇〇七年)二七五頁等参照。
- (32) 拙稿「書評・小島妙子著『職場のセクハラく使用者責任と法』(信山社、二〇〇八年)「ジェンダーと法七号(二〇一〇年)一五五頁。
- (33) The Division for the Advancement of Women in the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, *Handbook for Legislation on Violence against Women*, United Nations, 2010, pp.27et s.
- 女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」3・4・3・2 セクシュアル・ハラスメントを定義する。／勧告／立法は、次に掲げることをすべきである。●セクシュアル・ハラスメントを犯罪化すること。●セクシュアル・ハラスメントを差別の一形態及び健康と安全に関する結果を伴う女性の人権侵害と承認すること。●セクシュアル・ハラスメントを、雇用(インフォーマル雇用部門を含む)、教育、物品及びサービス授受、スポーツ活動並びに財産取引におけるものを含む、上下及び

水平関係における望まれない所定の行動と定義すること。／●望まれない所定の行動は、(直接的又は暗示的な)身体的行為及び誘い、性的好意の要求又は要請、性的言動、性的にあらわな画像、ポスター又は落書きを表示すること、その他の性的性質を有する身体的、言葉による又は非言語的的行為を含むと規定すること。／解説／セクシュアル・ハラスメントは、伝統的に、労使関係に関わる犯罪としてのみ考えられ、(ポストと被用者のように)不平等な力関係の脈絡においてのみ生じるものと定義されてきた。その結果、セクシュアル・ハラスメントは、しばしば各国の労働法典で取り扱われ、正規の雇用部門のかかる行動を経験した者にのみ適用されてきた。各国は、次第に、それらの限界を知るに至り、セクシュアル・ハラスメントをより総合的に、かつ、差別禁止法や刑法などの様々な法律で処理しはじめた。オーストラリアのニューサウスウェールズ州の差別禁止法(一九七七年)は、セクシュアル・ハラスメントは、雇用、教育機関、物品及びサービス授受、宿泊設備を借りること又は借りようとする事、土地の売買並びにスポーツ活動において生じるときは違法であると規定する。トルコでは、二〇〇四年刑法典大改正のひとつは、セクシュアル・ハラスメントの犯罪化である。ケニアでは、セクシュアル・ハラスメントは、三つの法律によりカバーされている。すなわち、性犯罪法(二〇〇六年)第三三条(権限ある地位にある者又は公務にある者の犯罪)、雇用法(二〇〇七年)第六条(使用者又は同僚によるハラスメント)及び公務員倫理法(二〇〇三年)第二一条(公務内ハラスメント及び公務規定)である。インド最高裁判所は、ヴィンジャーカ対ラージャスターン・アンド・オールス州航空事件において、女性差別撤廃条約第一一条、第二二条及び第二三条、女性差別撤廃委員会第一九号勧告、北京行動綱領の(職場の安全衛生に関わる)関連節を適用して、『職場』の幅広い定義を喚起するセクシュアル・ハラスメントの法的拘束力ある定義を創設した。」

筆者のセクシュアル・ハラスメントの犯罪化に関する考えについては、前掲拙著「一九三頁以下及び拙稿『台湾のセクハラ罪』労働法律旬報一七四〇号(二〇一一年)二九頁以下を参照されたい。